

## 仕 様 書

### 1 件名

外とう（防寒着）の購入

### 2 納入期限

納入の準備が整った物品から順次納入するものとし、すべての物品を令和9年3月31日までに納入すること。

### 3 納入場所

所属別に分けた上で納入するものとし、詳細は別添のとおりとする。

### 4 支払方法

業務完了払

### 5 発注数量

別添のとおり

### 6 概要規格等

別添のとおり

### 7 その他

#### (1) 発注サイズの決定

発注する物品のサイズについては、担当者に各サイズのサンプル商品等を提出しサイズ合わせの期間を設けた後に各人により決定するものとする。

#### (2) この仕様書の細部について疑義が生じた場合は、担当者と協議して指示を受けるものとする。

#### (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記外部委託における情報セキュリティ遵守事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

#### (4) 不当要求等に関し、次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

8 同等品規格確認票

仕様書記載規格の同等品以上で積算する場合は、入札前に草加八潮消防組合総務課の担当者にカタログ等を提示して必ず説明を行い、同等品規格確認票に確認印を得た上で入札に臨むこと。

9 問い合わせ先 草加八潮消防組合 草加八潮消防局総務課職員係 越路  
電話 048-924-2112 内線 (851) 222

## 納入場所

### 1 所属別納入場所一覧

| 所 属           | 納入場所          |
|---------------|---------------|
| 消防局企画課        | 草加消防署         |
| 消防局総務課        | 草加消防署         |
| 消防局予防課        | 八潮消防署         |
| 消防局警防課        | 草加消防署         |
| 消防局情報指令課      | 八潮消防署         |
| 草加消防署管理課      | 草加消防署         |
| 草加消防署消防第 1 課  | 草加消防署         |
| 草加消防署消防第 2 課  | 草加消防署         |
| 草加消防署西分署      | 草加消防署西分署      |
| 草加消防署青柳分署     | 草加消防署青柳分署     |
| 草加消防署北分署      | 草加消防署北分署      |
| 草加消防署谷塚ステーション | 草加消防署谷塚ステーション |
| 八潮消防署管理課      | 八潮消防署         |
| 八潮消防署消防第 1 課  | 八潮消防署         |
| 八潮消防署消防第 2 課  | 八潮消防署         |

### 2 各納入場所詳細

- (1) 草加消防署  
草加市神明二丁目 2 番 2 号
- (2) 草加消防署西分署  
草加市西町 1 0 8 番地 2
- (3) 草加消防署青柳分署  
草加市青柳六丁目 2 3 番 6 号
- (4) 草加消防署北分署  
草加市清門二丁目 1 番地 4 3
- (5) 草加消防署谷塚ステーション  
草加市谷塚町 5 2 5 番地 2
- (6) 八潮消防署  
八潮市大字鶴ヶ曽根 1 1 8 5 番地

# 発注数

外とう(防寒着)

| 品名       | 型       | 発注数 |
|----------|---------|-----|
| 外とう(防寒着) | ボックス型   | 56  |
|          | ブラウジング型 | 119 |
|          | 合計      | 175 |

外とう（防寒着）  
ブラウジング型  
仕 様 書

草加八潮消防局

## 仕 様

### 1 概 要

この外とう（防寒着）は、ブラウジング型とし、形状は概要図1（背中プリントサイズについては、別途担当と協議すること。）のとおりとすること。

### 2 形 式

立ち衿型、雨除け付き面ファスナー4点止め前立て、前後ヨークから袖にかけてと背中中央部に反射パイピング入り切り替え、左右ポケット2個、胸ポケット1個、手口は面ファスナーで調整出来る仕様とする。ミズノG2JE2101ネイビー又は同等品以上とする。

### 3 生地材料

#### (1) 表地

| 項 目       |     |     | 規 格         | 試験方法             |
|-----------|-----|-----|-------------|------------------|
| 組織        |     |     | ストライプドビー    | －                |
| 混用率       |     |     | ポリエステル１００％  | －                |
| 見掛番手      |     | 経   | ７５ d / ３６ f | －                |
|           |     | 緯   | ７５ d / ３６ f |                  |
| 重量        |     |     | １０３／㎡以上     | －                |
| 密度（１インチ間） |     | 経   | １６４本        | －                |
|           |     | 緯   | １０６本        |                  |
| 寸法変化率     |     | 経   | －２～＋１％以内    | JIS L 0217 103 法 |
|           |     | 緯   | －２～＋１％以内    |                  |
| 染色堅牢度     | 汗 酸 | 変退色 | ４級以上        | JIS L 0848       |
|           |     | 汚染  | ４級以上        |                  |
|           | 洗濯  | 変退色 | ４級以上        | JIS L 0844       |
|           |     | 汚染  | ３－４級以上      |                  |
|           | 摩擦  |     | 乾燥          | JIS L 0849 II形   |
|           | 耐光  |     | 変退色         | JIS L 0842       |
| 引張強さ      |     | 経   | ３００ N以上     | JIS L 1096 A 法   |
|           |     | 緯   | ３００ N以上     |                  |
| 引裂強さ      |     | 経   | ８ N以上       | JIS L 1096 D 法   |
|           |     | 緯   | ８ N以上       |                  |
| ピリング      |     |     | ３級以上        | JIS L 1076 A     |

(2) 裏地

| 区 分   | 仕 様                                                                                                                               | 用 途                        |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 裏 地   | 裏地本体 : ポリエステル100%<br>裏地後身頃上部生地 : 吸湿発熱素材<br>染色堅牢度全般 : 4級以上<br>寸法変化 : -3~+1%以内<br>色調: 当局指定色<br>【参考銘柄】東洋紡STC KAW1234K<br>上海三景 SS2200 | 背 裏<br>袖 裏                 |
| 芯 地   | 良質なものであり、当局の承認を得たもの。                                                                                                              | 外衿<br>前立裏<br>雨よけ<br>ポケット玉縁 |
| ファスナー | YKK 5番または同等品以上のもので当局の承認を得たもの。                                                                                                     | フロント<br>ポケット               |
| 縫 糸   | ポリエステル糸の細番手(50~60)                                                                                                                |                            |

4 縫製

- (1) 各部の縫い合わせは、優良で、縫い代は十分であること。
- (2) 縫い目のめとびは、縫い外れのないこと。
- (3) 糸調子は良好で、縫い目曲がり、縫い縮みがないようにし、折り返し針は完全にすること。
- (4) 針数は、地縫い3cm間11針以上、飾りステッチは3cm間11~13針、オーバーロックは3cm間8針以上とする。
- (5) 各部の縫い目はあたりなく始末する。
- (6) 裁断の型入れは、布目を通し1着1方向とし、反取りを原則とする。
- (7) 衿先左右、腰ポケットの左右バランスが取れていること。
- (8) 衿
  - ア 外衿に芯地、内衿に中綿とNS778AC表地を入れること。
  - イ 衿幅は後中心で10cm±5mm(サイズピッチ有)とする。
  - ウ 飾りステッチは6~7mmとする。
  - エ 衿内側に衿吊り用のループを挟み込む。
- (9) 身頃
  - ア 前後ヨークから袖にかけて切り替える。切り替えには再帰反射パイピングを入れる。
  - イ 後身の中央を切り替えてヨーク仕立てとし、再帰反射パイピングを入れる。

- ウ 右胸ポケットの上部にはマイク用のループを付ける。
- (10) 前立て
- ア 2重の前立て仕様で下前立てには雨除けの折り返しを施す。
- イ 前立て下には表から使用できる内ポケットを付ける。
- ウ 前あわせは面ファスナーで4点止め仕様とする。
- エ 前ファスナーの付け始めと付け終わりはカン止めを施す。
- (11) 胸ポケット
- ア 胸ポケット、腰ポケットはファスナー付きでスライダーにはハンドループを付ける。
- イ 胸ポケットの袋地端は吊り布でアームホールに固定する。
- (12) 手口
- 手口は面ファスナーで調整出来る仕様にする。
- (13) 脇から袖下
- 本縫いし、更にオーバーロックミシン又はインターロックミシン掛けとする。
- (14) チンガード
- ア 肌に当たる側はメッシュを使用する。
- イ 顎部ファスナー噛み防止の為、前立て下の上部を折り返しステッチとカン止めを施す。
- (15) 中綿
- ア 部位により中綿グラム数を変える。(後身上部100g、前身と後身下部80g、袖その他60g)
- イ 後身上部にはブレスサーモ(発熱素材)を混綿し保温性に優れたものとする。
- (16) 表示
- ア 品質表示は左脇裏に付けること。
- イ メーカー名とサイズ表示は後身裏の衿下に付けること。
- ウ 個人用ネームタグは右胸の内側に付けること。
- (17) プリント
- 背中に消防本部指定のプリントを概要図2(プリントサイズについては、別途担当と協議すること。)のとおりに施すこと。

防寒衣 サイズ表

| サイズ | 後丈 | 胸回り | 裾回り | 衿丈 |
|-----|----|-----|-----|----|
| S   | 63 | 117 | 82  | 87 |



|     |     |       |       |       |
|-----|-----|-------|-------|-------|
| M   | 6 6 | 1 2 1 | 8 6   | 8 9   |
| L   | 6 8 | 1 2 5 | 9 0   | 9 2   |
| L L | 7 0 | 1 2 9 | 9 4   | 9 4   |
| 3 L | 7 2 | 1 3 3 | 9 8   | 9 6   |
| 4 L | 7 4 | 1 3 7 | 1 0 2 | 9 8   |
| 5 L | 7 6 | 1 4 1 | 1 0 6 | 1 0 0 |

単位：c m

概要図 1



概要図 2



外とう（防寒着）  
ボックス型  
仕 様 書

草加八潮消防局

## 仕 様

### 1 概 要

この外とう（防寒着）は、ボックス型とし、形状は概要図1（背中のプリントサイズについては、別途担当と協議すること。）のとおりとすること。

### 2 形 式

フロントファスナー・前立て付き面ファスナー止め・両脇ポケット・胸ポケット・袖口面ファスナー止めの仕様とする。ミズノG2JE2111ネイビー又は同等品以上とする。

### 3 生地材料

原糸は糸むら、番手むら、撚りむらなど目立たない良質なものを使用するものとし、織り上がりは均整で、織りキズ、糸節、汚れなど欠点のないものでなければならない。

#### (1) 生地

##### ア 表生地

| 項 目           | 基 準                       |
|---------------|---------------------------|
| 表生地本体生地（ネイビー） | YK0739／帝人フロンティア           |
| 表生地本体混紡率      | ポリエステル100%                |
| 表生地配色生地（オレンジ） | #55 ポリエステル100%            |
| 内衿並びにチンガード    | ポリエステル100%                |
| 表生地寸法変化       | 縦横－2～＋1%以内                |
| プレスによる寸法変化    | ±3%以内                     |
| 引張強度          | 200N以上                    |
| 引裂強度          | 10N以上                     |
| 滑脱抵抗力         | 3.0mm以下                   |
| スナッグ          | 3以上                       |
| 撥水度           | 初期全て4以上/5HL全て2以上/5DC全て2以上 |
| 染色堅牢度 耐光      | 4級以上                      |
| 洗濯            | 3級以上                      |
| 摩擦            | 3級以上                      |

##### イ 裏生地

| 項 目      | 基 準                               |
|----------|-----------------------------------|
| 裏地本体生地   | ポリエステル100%                        |
| 裏地袋地     | ポリエステル100%                        |
| 裏地後身上部生地 | KAW1234K／東洋紡STC<br>吸湿発熱素材（ブレスサーモ） |

|            |              |
|------------|--------------|
| 染色堅牢度全般    | 4 級以上        |
| 寸法変化       | － 3 ～＋ 1 %以内 |
| プレスによる寸法変化 | － 3 ～＋ 1 %以内 |

(2) 袋布

ポリエステル 1 0 0 %をポケット袋に使用する。

(3) 芯地

不織布芯地

(4) ファスナー

ア YKK 5 番コイルファスナー

イ ブラック（フロント・胸ポケット・脇ポケット）

(5) 面ファスナー

ア 2 0 mm

イ フック 標準

ウ ループ ソフト

(6) 手口ゴム

平ゴム 4 0 mm

(7) 縫い糸

ポリエステルミシン糸 Ⅱ 5 0 生地同系色

(8) パイピング

再帰反射パイピング

#### 4 縫製

(1) 裁断

ア 地の目曲がりが目立たないこと。

イ 指定方向に裁断すること。

ウ 生地 of 傷や汚れのないこと。

エ 色ぶれ（色違い）が出ていないこと。

オ 印付けが目立つ箇所にないこと。

カ 製品上見える部分に印付けに目打ちをしないこと。また、焼き目打ち、ドリル目打ちも使用しないこと。

キ 生地を積み重ねて裁断するとき、上と下の生地 of 狂い、ずれが生じないこと。

(2) 縫製等

ア 針あとと傷が生じないように、縫い針 of 選択等に留意し針交換は定期的に行うこと。

イ 各部 of 縫い合わせは、上下糸 of つれ、たるみがないようにすること。

ウ 縫い目とび、縫い外れ、縫い継ぎ不良、縫い目曲がりがないこと。

エ 重ね縫い（糸継ぎ）は 2 c mを目安として、ほつれのないようにすること。

- オ 飾り縫いによる、ねじれ又は縫いしわのないようにすること。
- カ メス切れ不良等による、生地端のささくれのないようにすること。
- キ 不適當なメス落として、寸法不足のないように注意すること。
- ク 針穴傷、送り歯傷等のないこと。
- ケ 縫い調子が良好で、糸切れ、目とび、パッカリングのないこと。
- コ 袖丈は左右揃っていること（1 c m以内）。
- サ 脇交点のズレがなく合っていること（5 m m以内）。
- シ 糸きり、糸始末は、丁寧にかつ完全に行うこと。
- セ アイロン焼け、アイロンあたり、アイロンしわ等のないようにすること。
- ソ 製品に湿気を残さないこと。

### (3) ファスナー

- ア ファスナー開きに適合するものを使用すること。
- イ スライダーがスムーズに上下又は左右に移動し、生地には食い込まないこと。
- ウ 縫い曲がり、波打ち等が目立たなく、ファスナー付け止めは返し縫い又はかん止めをいれること。
- エ ファスナー見せ幅（むしだし幅）が適正で、左右均一であること。
- オ ファスナー付けによる各部の段違いが生じないこと。

### (4) 衿

- ア 外衿に芯地、内衿に中綿と高密度織物表地を入れること。
- イ 衿幅は後中心で10. 5 c m±5 m m（サイズピッチ有）とする。
- ウ 飾りステッチは6～7 m mとする。
- エ 肌に当たる側はポリエステル100%メッシュ素材を使用する。

### (5) 身頃

- ア 前後ヨークから袖にかけて切り替える。切り替えには再帰反射パイピング（シルバー#99）を入れること。
- イ 右胸ポケットの上部には、無線機マイク用のループを付けること。

### (6) 前立て

- ア 前あわせは面ファスナーで5点止めとすること。
- イ 前ファスナーの付け始めと付け終わりはカン止めを施すこと。
- ウ 前ファスナー上部にチンガードを付けること。

### (7) 胸ポケット

- ア 右胸ポケット、両腰ポケットはファスナー付きでスライダーには引き手ループを付けること。
- イ 右胸ポケットの袋地端は吊り布でアームホールに固定する。

### (8) 袖

- 袖口には、袖口巾を調整できるマジック面ファスナーを付けること。

(9) 脇から袖下

本縫いし、更にオーバーロックミシン又はインターロックミシン掛けとする。

(10) チンガード

ア 肌に当たる側はポリエステル100%メッシュ素材を使用する。

イ ファスナー噛み防止のステッチとカン止めを施すこと。

(11) 中綿

ア 部位により中綿グラム数を変える。(後身上部100g、内衿・前見返し・前身裏・後身裏下部80g、袖裏・上前立60g)。

イ 後身上部にはブレスサーモ（発熱素材）を混綿し保温性に優れたものとする。

(12) 表示

ア 品質表示は左脇裏に付けること。

イ メーカー名とサイズ表示は後身裏の衿下に付けること。

ウ 個人用ネームタグは右胸の内側に付けること。

(13) プリント

背中に消防本部指定のプリントを概要図2（プリントサイズについては、別途担当と協議すること。）のとおりに施すこと。

サイズ規格

| サイズ | 胸 囲 | 衿 丈  | 後 丈  |
|-----|-----|------|------|
| S   | 117 | 87.1 | 77.8 |
| M   | 121 | 89.3 | 79.9 |
| L   | 125 | 91.5 | 82   |
| XL  | 129 | 93.7 | 84.1 |
| 2XL | 133 | 95.9 | 86.2 |
| 3XL | 137 | 97.9 | 88.2 |

単位：cm

許容範囲：-1cm～+1.5cm

概要図 1



概要図 2



## 別記

### 外部委託における情報セキュリティ遵守事項

#### 1. 基本事項

草加八潮消防組合は、保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、消防組合が実施する情報セキュリティ対策の基本的事項を「情報セキュリティ基本方針」として定めている。また、当該セキュリティ対策の有効性及び効率性の確保を目的として、遵守すべき行為、判断等に関する基本的事項を「情報セキュリティ対策基準」として定めている。

消防組合の情報資産を取扱う業務の受注者は、当該基本方針及び対策基準の適用範囲に含まれることから、次の事項を遵守し、消防組合の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するよう努めなければならない。

#### 2. 情報の分類

受注者は、原則として次の分類を行った上で、情報を保護すること。

|          |                                             |
|----------|---------------------------------------------|
| 消防組合保有情報 | 消防組合から貸与された情報のこと。                           |
| 重要情報     | 消防組合から貸与された情報の内、個人情報、特定個人情報及び非公開情報を含む情報のこと。 |

#### 3. 情報の保護

受注者は、次の対策に努めること。

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共通       | ➤ 消防組合の承諾なしに、消防組合保有情報の一部又は全部を第三者へ提供することのない制御すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 消防組合保有情報 | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 消防組合保有情報を取扱う作業従事者を明確にし、その範囲内でのみ取扱うよう制御すること。</li><li>➤ 消防組合保有情報を保管する場所は、作業従事者のみが取扱えるよう制御すること。</li><li>➤ 契約満了時等で消防組合保有情報を消防組合へ返却する際は、受注者内にデータ等が残らないよう消去する手順が確立すること。</li><li>➤ 消防組合保有情報を受注者のファイルサーバ等で電子データとして保有する場合、作業従事者のみがアクセスできるよう制御すること。</li><li>➤ 消防組合保有情報を作業従事者が消防組合に無断で持ち出すことがないよう管理を徹底すること。</li><li>➤ 消防組合保有情報を消防組合と電子メールでやり取りする場合、暗号化等の情報漏えい対策を行った上でやり取りすること。</li><li>➤ 消防組合保有情報を運搬することがある場合、盗難及び紛失対策を行った上でやり取りすること。</li></ul> |
| 重要情報     | <p>【<u>消防組合保有情報における制限に加えて</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 業務従事者のパソコンは、関係者以外からの覗き見防止等の対策を行うこと。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |



|  |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 業務従事者が USB メモリ等の電磁的記録媒体を使って不正に情報がコピーされないよう適切に制御すること。</li> <li>➤ 業務従事者のパソコンは、OS 等を最新の状態とすること。ただし、システムの動作検証のため、過去のOSを使用する必要があるなど、理由がある場合については、この限りでない。</li> <li>➤ 業務従事者のパソコンは、盗難及び紛失時にデータが漏えいしないよう対策が施すこと。</li> </ul> |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 4. ネットワークの強靱化対策

受注者は、重要情報を取扱う作業環境を様々な情報セキュリティリスクから保護しなければならない。また、特定個人情報を取扱う環境はインターネットから分離した環境を用意し、そこでのみ取扱うこと。その他、総務省が発行する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（以下「総務省ガイドライン」という。）」で示された基準を遵守すること。

#### 5. 物理的セキュリティ

受注者は、原則として次の物理的対策を講じること。

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理区域      | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ サーバ等の機器を設置する場所は、管理区域とし管理すること。</li> <li>➤ 外部に通ずるドアは必要最小限とし、鍵、監視機能、警報装置等によって許可されていない立入りを防止すること。</li> <li>➤ 管理区域への入室は、入退室を許可された者のみに制限し、ICカード、指紋認証等の生体認証や入退室管理簿の記載による入退室管理を行うこと。</li> <li>➤ 管理区域に入室する場合、身分証明書等を携帯し、求めにより提示すること。</li> <li>➤ 当該情報システムに関連しない、または個人所有であるコンピュータ、モバイル端末、通信回線装置、電磁的記録媒体等を持ち込ませないこと。</li> </ul> |
| 装置のセキュリティ | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ サーバ等の機器の取付けを行う場合、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適正に固定する等、必要な措置を講じること。</li> <li>➤ 通信ケーブル及び電源ケーブルの損傷等を防止するために、配線収納管を使用する等必要な措置を講じること。</li> <li>➤ 電磁的記録媒体を内蔵する機器を受注者以外に修理させる場合、内容を消去した状態で行わせなければならない。内容を消去できない場合、管理責任者は、外部の事業者へ故障を修理させるにあたり、修理を行う事業者との間で、守秘義務契約を締結するほか、秘密保持体制の確認等を行うこと。</li> </ul>    |
| 通信回線・機器   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ネットワークに使用する回線について、伝送途上に情報が破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないように十分なセキュリティ対策を実施すること。</li> <li>➤ 外部へのネットワーク接続を必要最低限に限定し、できる限り接続ポイントを減らすこと。</li> </ul>                                                                                                                                                                                  |

## 6. 人的セキュリティ

受注者は、業務従事者に対し必要な情報セキュリティ教育・トレーニングを行うこと。また、消防組合の求めに応じてその実施記録の提示を行うこと。なお、業務従事者に対し、異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた機器等を返却させるとともに、その後も業務上知り得た情報を漏らしてはならない旨を合意させること。

## 7. 技術的セキュリティ

受注者は、次の情報セキュリティ対策を行うこと。

|           |                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アクセス制御    | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 原則として、情報システム及びパソコンを使用する際は、業務従事者ごとに ID を発行すること。</li><li>➤ 業務従事者の ID は、本人以外がアクセスできないよう認証方法は最良の方法を選択すること。</li></ul>                                                                       |
| 開発・導入     | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 開発で用いる環境に対して、管理責任者の管理の元で適切な対策を行うこと。</li><li>➤ システム開発の責任者及び作業者が使用する ID を管理し、開発完了後、開発用 ID を削除すること。</li><li>➤ システム開発、保守及びテスト環境とシステム運用環境を分離すること。</li><li>➤ 重要情報を、テストデータに使用しないこと。</li></ul> |
| 不正プログラム対策 | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 業務従事者が操作するパソコン等は、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、パソコン等に常駐させること。</li><li>➤ 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルは、常に最新の状態に保つこと。</li></ul>                                                            |
| 不正アクセス対策  | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 外部からの不正アクセス及び内部不正に備え、情報漏えいを防止するために必要な対策を講じること。</li><li>➤ 不正通信、不正操作等を牽制するための必要な監視を行うこと。</li></ul>                                                                                       |

## 8. 監査等への協力

受注者は、消防組合の求めに応じて立入検査等に応じること。

## 9. その他

受注者は、上記以外の基準が必要となった場合は、総務省ガイドラインを参照するとともに、消防組合と協議し対策を行うこと。

以 上